

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

医療や介護現場での人手不足は大変深刻な状態です。人手不足により一人ひとりの過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じていますが、具体的な労働環境の改善には至ってはいません。

看護師の夜勤実態調査では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は59%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が45.4%でした。このような過酷な夜勤実態を背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%など、健康不安や、仕事を辞めたいと思いつながら働いている状態が続いています。

この問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。労働時間規制を含めた実効ある改善対策は非常に急がれる問題で、2007年に国会で採択された請願内容の実現や人員確保を国の責任で実行される事を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の軽減が必要です。

安心・安全な医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じていただきたく、下記の事項を要望いたします。

1. 医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月20日

嘉麻市議会

意見書提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学省大臣